

## 【12月28日付で中小企業庁において指定を受けた業種（8業種）】

日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	
721	とび工事業
722	土工・コンクリート工事業
723	特殊コンクリート工事業
792	金属製建具工事業
793	木製建具工事業
794	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
795	防水工事業
892	熱絶縁工事業

## 【今後追加指定が行われる可能性がある業種（18業種）】

日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	
621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)
631	舗装工事業
641	建築工事業(木造建築工事業を除く)
651	木造建築工事業
661	建築リフォーム工事業
711	大工工事業(型枠大工工事業を除く)
712	型枠大工工事業
732	鉄筋工事業
771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
772	道路標示・区画線工事業
781	床工事業
782	内装工事業
796	はつり・解体工事業
799	他に分類されない職別工事業
821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
823	信号装置工事業
893	道路標識設置工事業

※この表に掲げる業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類された業種区分によるものとする。